

～子どもに 関わる 支援者 向け～
宇土市児童虐待対応マニュアル

令和3年6月

宇土市要保護児童対策及びDV対策地域協議会

宇土市子育て支援課

目次

1. 児童虐待について	… 2
2. 児童虐待への対応	… 4
(1) 発見～相談・通告まで	… 4
(2) 相談・通告後	… 7
(参考) 早期発見のためのチェックリスト	… 8
3. 具体的対応例	… 9
4. 相談・支援機関一覧	… 10

1. 児童虐待について

児童虐待とは、保護者がその監護する児童（18歳に満たない者）について次に掲げる行為をいいます。（児童虐待防止法第2条）

・身体的虐待

子どもの身体に外傷を生じるか、生じるおそれのある暴力を加えること

例：外傷（打撲傷、あざ（皮下出血）、挫創、頭部外傷、たばこによる火傷）、暴行（首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、逆さ吊り、溺れさせる、真冬に戸外に締め出す、手足を縛って身体を拘束する）

・性的虐待

子どもにわいせつな行為をしたり、させたりすること

例：子どもとの性交、性的暴行、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフティーの被写体などを子どもに強要する

・ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような、著しい減食や長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為の放置など

例：乳幼児を家に残したまま頻回の外出、乳幼児の車両内放置、適切な食事を与えない、病気やけがに対して適切な処置を行わず、病院にも連れて行かない、衣服や住居が極端に不潔

・心理的虐待

子どもに対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

例：子どもの心を傷つけるようなことを繰り返し言う、無視する、他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする、子どもの目の前で配偶者に対し暴力を振るう（面前DV）

○児童虐待が子どもの心身に及ぼす影響

子どもの虐待は、子どもに対するもっとも重大な権利侵害です。

■身体的影響

身体的虐待により身体の内外に傷や痛みをもたらすだけでなく、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全に陥ることもあります。重篤な場合には死に至ったり、重い障害が残る可能性があります。

■知的発達面への影響

安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習できない、学校への登校がままならないことにより、もともとの能力に比べ知的な発達が十分に得られないことがあります。また、養育者が子どもと必要なやりとりを行わなかったり、逆に年齢や発達にそぐわない過大な要求をすることで、子どもの知的発達を阻害してしまうことがあります。

■心理的な影響

・対人関係への影響

最も安心を与えられる存在であるはずの保護者から虐待を受けることにより、子どもは欲求を十分に満たされることのない状態となります。そのために、子どもは保護者との基本的な信頼関係を築くことが難しくなり、結果として他人を信頼できなくなり、対人関係における問題が現れることがあります。例：暴力により力関係を維持しようとする、誰にでも甘えた態度をとる、愛着の表現方法としてわざと怒らせるような態度をとる。

・自己評価への影響

子どもは、自分が悪いから虐待を受けるのだと思ったり、自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じることで、自己評価が低下し、自己肯定感を持てない状態となることがあります。

その他、暴力で問題を解決することを学習し攻撃的・衝動的な行動をとる、刺激に対して敏感になり落ち着きがない行動がみられる、心の傷（トラウマ）が放置されることで将来にわたり心的外傷後ストレス障害（PTSD）として残り思春期に問題行動として出現する、反復性のトラウマにより精神的に病的な症状を呈するなど、虐待は子どもの心身に深い影響を残し、その回復のためには長期間の治療やケアが必要となります。また、厳しい体罰により前頭前野（社会生活に極めて重要な脳部位）の容積が委縮したり、言葉の暴力により聴覚野（声や音を知覚する脳部位）が変形するなど、体罰・暴言は子どもの脳の発達にも深刻な影響を及ぼします。

虐待的な養育を受けると、発達障害と行動像が似てくることもあり、その行動像が主として虐待の影響なのか、発達のつまづきなのかも見立てながら対応を行うことも必要となります。

○虐待の発生要因

保護者自身の育ち（保護者自身が虐待を受けた）、育児負担（子どもの障がいや疾病、頼れる人がいない）、ストレス（経済的困窮、人間関係、心身の問題）、DV問題、望まない妊娠など、さまざまな要因により起こります。一見援助を拒否しているような場合でも、虐待をしている保護者には支援が必要であるという認識を持ち、保護者との相談関係を構築して支援につなげることが重要です。

○しつけと体罰のちがい

令和2年4月児童福祉法等の改正法施行により、体罰が許されないものであることが法定化されました。しつけとは、子どもの人格や才能を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。

たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます。体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。

しつけをするときには、子どもの発達に合わせた方法で、どうすればよいのかを言葉や見本を示し、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

◆これらはすべて、体罰にあたります

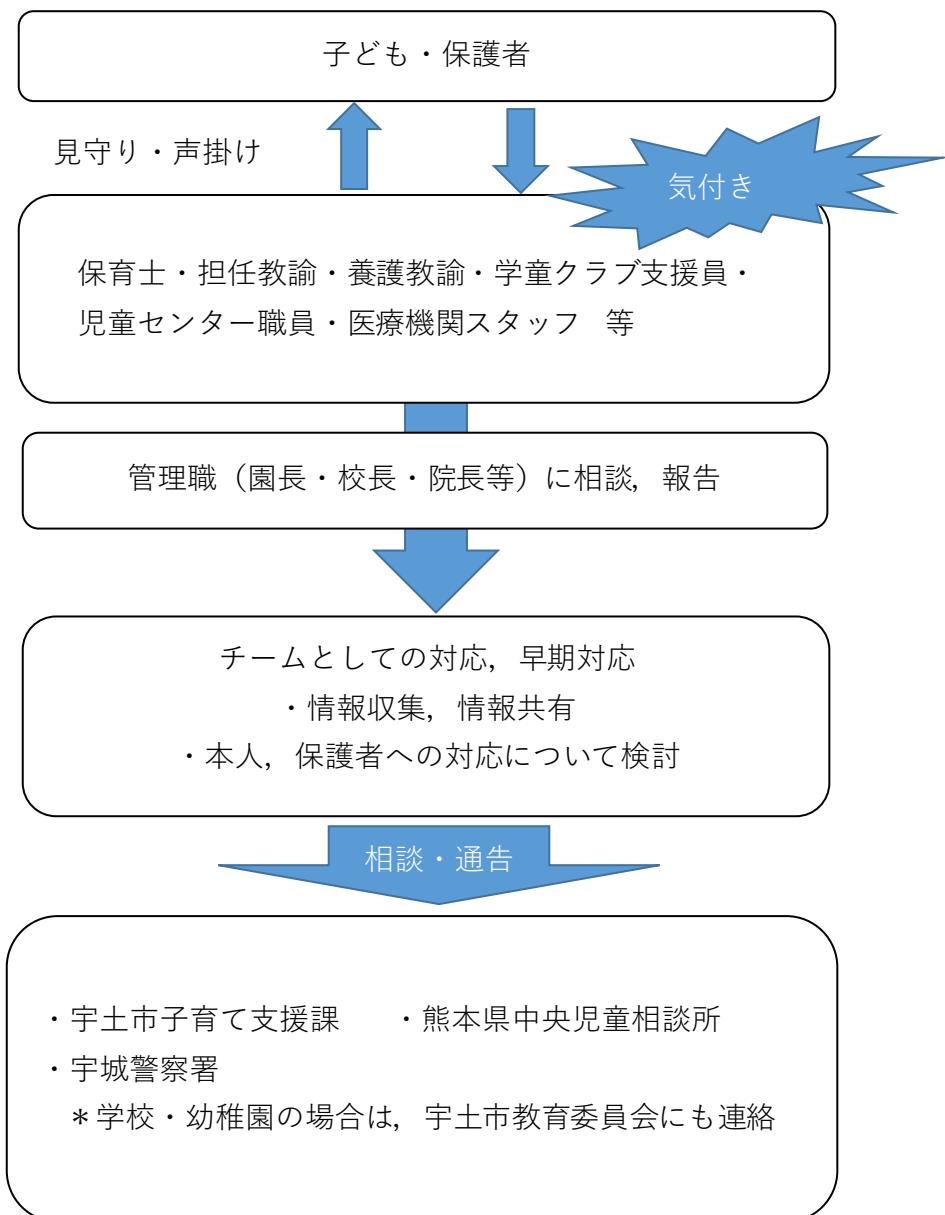
- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないで叩いた。
- ・大切なことにいたずらをしたので長時間正座をさせた。
- ・他人のものを取ったので、お尻を叩いた。
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。

2. 児童虐待への対応

(1) 発見～相談・通告まで

虐待を早期に発見する観点として、虐待はどこにでも起こり得るという認識に立ち、日頃から子どもたちと接する機会の多い教職員や保育従事者が、「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないことが重要です。また、子どもの様子だけでなく保護者の様子についても総合的に判断する必要があります。

個々の職員だけで虐待に関する問題に対処することは極めて困難であるため、さまざまな職種・立場を含め、子どもと家庭を複眼的にみていくことがとても大切であり、虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は一人で抱え込みます、直ちに管理職に相談・報告し、組織的な対応につなげていくことが重要です。



○通告方法

まずは、電話で以下の内容を伝えてください。（わかる範囲で結構です。）

【子ども】

- ・氏名　・年齢（学年）　・性別　・住所
- ・外傷や症状（誰から・いつから・頻度・どのような）　※外傷の写真を撮っておく。
※性的虐待や心理的虐待、ネグレクトの場合も含む。
- ・外傷や症状に関する本児の説明
- ・出席状況（欠席の頻度やその長さ、遅刻・早退の状況など）
- ・日常的な子どもの様子（友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物の状況、その他不自然な点など）
- ・特記事項（障がいの有無、転校歴、これまでの支援状況等）

【保護者】

- ・氏名　・家族状況（家族関係、兄弟姉妹、その他同居家族）
- ・外傷や症状に関する保護者の説明
- ・日常的な家庭の様子

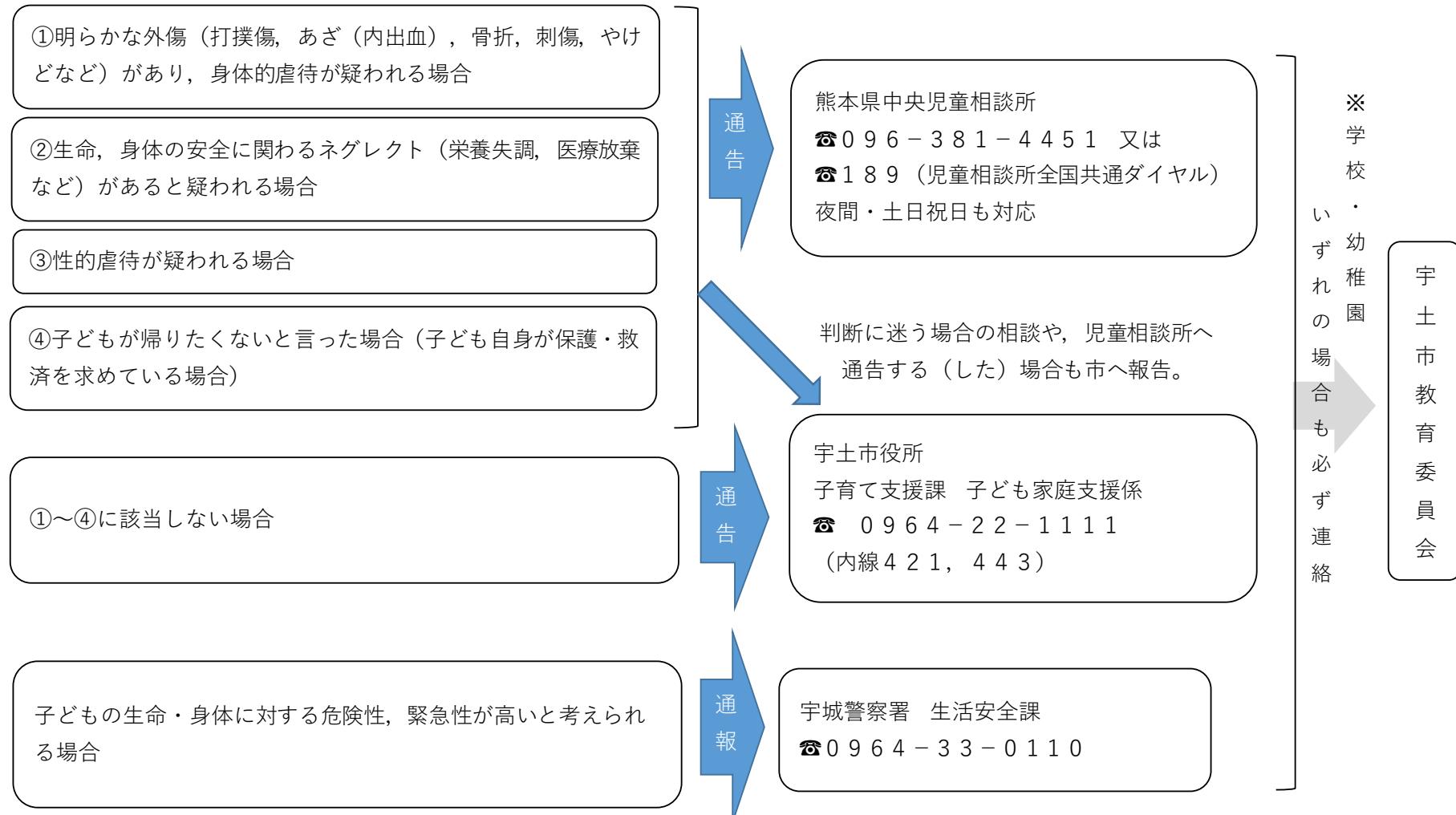
通告判断のポイント

- ・確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）
- ・虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ・保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
- ・通告は守秘義務違反に当たらない事

◆児童虐待の早期発見や通告については、法律に明記されています。

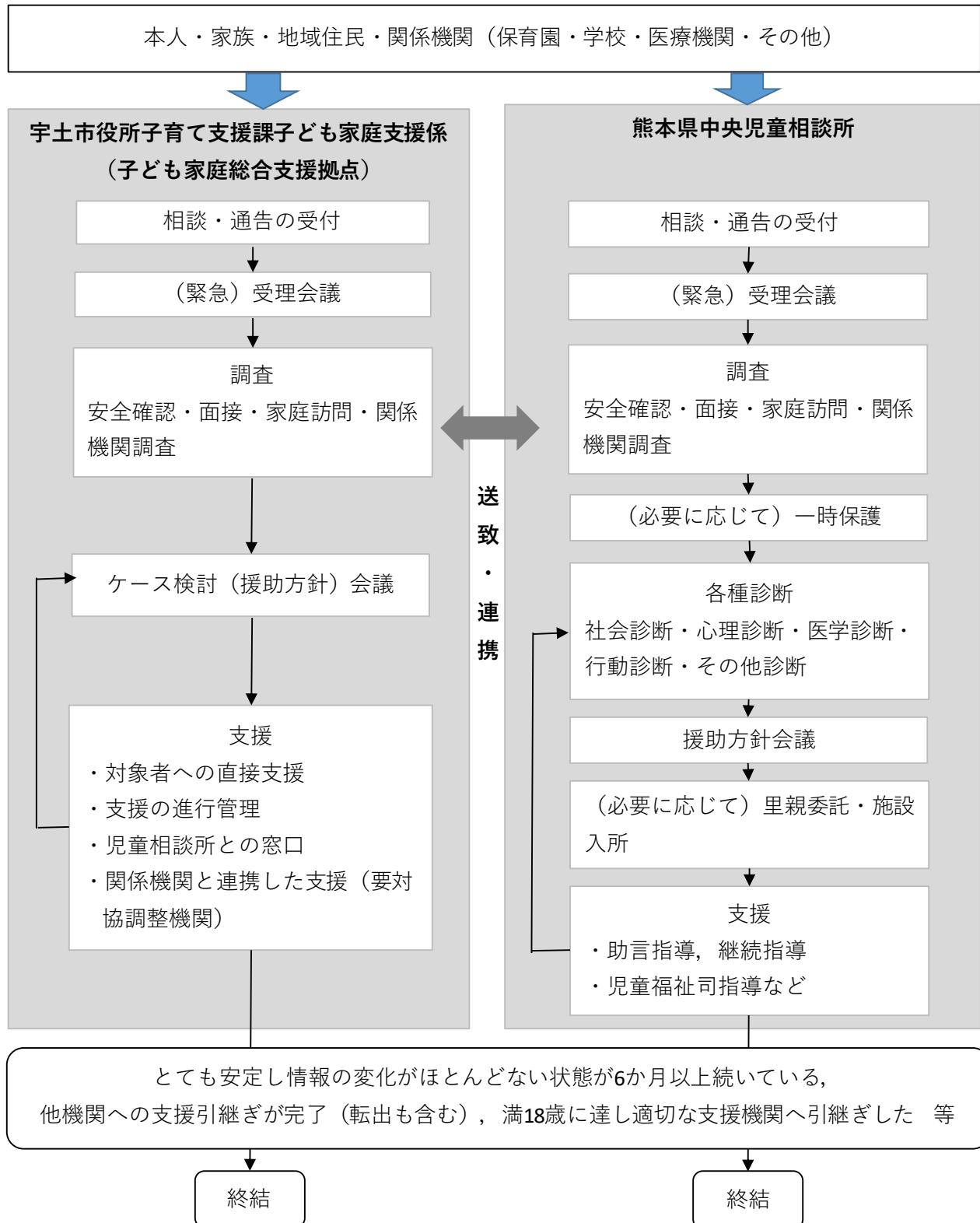
- ・学校の教職員、児童福祉施設の職員等の児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。（児童虐待防止法第5条）
- ・児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市の窓口もしくは児童相談所に通告しなければならない。（児童虐待防止法第6条）
- ・児童虐待の防止に関する情報は、業務の遂行に必要な限度で利用し、利用することに相当の理由があるときは、提供することができる。※個人情報保護法の「法令に基づく場合」に該当するため、本人の同意を得なくても守秘義務違反にならない。（児童虐待防止法第13条の4）

○相談・通告先



(2) 相談・通告後

相談・通告を受けた後、市と児童相談所は下記のように対応します。



* 関係機関は、通告・相談後も、市や児童相談所と連携し、対象者への支援・見守りを継続

(参考) 早期発見のためのチェックリスト

子どもの様子

健康状態	<ul style="list-style-type: none"> 頭部や顔、腹部、背中などに不自然な傷やあざ、火傷のあとがある。 不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある（学齢期に発現する夜尿は要注意） 体重・身長の伸びが悪いなど発育不良が見られる。同年齢の子どもと比べて極端に小さい。
精神的に不安定	<ul style="list-style-type: none"> 警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 大人の顔色を伺ったり、接触をさけようしたりする。
無関心・無反応	<ul style="list-style-type: none"> 表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。
攻撃性が強い	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関われず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な行動が見られる。 激しいかんしゃくを起こしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
気になる行動	<ul style="list-style-type: none"> 友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。 教員・保育士を独占したがる、用事がなくても近づいてくるなど過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 なにかと理由をつけて、なかなか家に帰りたがらない。 深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
保護者への態度	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の顔色をうかがう、意図を察知した行動をする。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
身なりや衛生状態	<ul style="list-style-type: none"> 季節にそぐわない服装をしていたり、衣服が破れたり、汚れたりしている。 顔・髪・皮膚が不衛生である。虫歯の治療が行われていない。
食事の状況	<ul style="list-style-type: none"> 食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
登校（登園）状況	<ul style="list-style-type: none"> 理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。

保護者の様子

子どもへの関わり ・対応	<ul style="list-style-type: none"> 理想のおしつけや年齢不相応な要求があったり、発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。 きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。
健康状態	<ul style="list-style-type: none"> 精神科への受診歴、相談歴がある。 アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。 子育てに対する強い不安がある。
気になる行動	<ul style="list-style-type: none"> 些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
学校（園）との関わり	<ul style="list-style-type: none"> 長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。
家族・家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦間の著しい不和・対立（口論や暴力）がある。 家の中が著しく不衛生である。 経済的に困窮している。（仕事に就かない、仕事が続かない、生活保護受給等） 理由のわからない頻繁な転居がある。 近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。

3. 具体的対応例 ※内容は実際のものではありません。

○具体例 1 身体的虐待の疑い

担任保育士が、登園後 Aくんの左頬に痣があることに気づいた。Aくんに尋ねたところ「ママがした」と話したため、担任保育士はすぐに主任・園長に報告し、園での対応を検討した。痣の写真を撮影し、再度園長から Aくんに詳しく聞き取ったところ「昨日の夜、Aくんうるさいって言って、ママが叩いた」と話した。お迎えに来た Aくんの母親を別室へ案内し、園長から左頬の痣について尋ねたところ、母親は「昨夜、なかなか寝ようとしない Aくんにイライラして叩いてしまった。数ヶ月前から何度も叩いてしまう。自分でもどうしていいかわからない。」と泣いて訴えた。園長は、母親の訴えを十分聞き、思いを受け止めた上で、痣を発見した際は保育所から児童相談所への通告義務があること、母親の大変な思いを専門機関に相談しようと提案し、児童相談所へ通告した。また、児童相談所へ通告したことを市へ報告した。その日のうちに、児童相談所と市が家庭訪問し、両親の話を聞いた。母親は言うことを聞かない Aくんの対応に困っていたが、身近に相談できる人がおらず、自分を責めてしまい、心身ともに疲れ切っていたことがわかった。また父親は多忙な仕事に追われ、母親や Aくんの様子に気付いていなかった。まずは母親の療養が必要と判断され、Aくんは一時保護となった。一時保護の期間中、児童相談所は継続して両親との面接を行った。また、Aくんの心理検査を行い、Aくんへの対応方法について心理士から両親へ助言指導を行った。その間、市は母がカウンセリングを受けるためのサポートやショートステイの登録を行い、家庭復帰に向け、母親の育児負担軽減のための支援を行った。

○具体的 2 ネグレクトの疑い

入学後、Bちゃんは忘れ物が多い、衣服が汚れているといった様子が見られた。担任教諭が Bちゃんに家の様子を尋ねると「朝ごはんを食べていない。」と言うことが多く、校納金も滞りがちだった。

数日間休みが続いたため、担任教諭が Bちゃんの自宅を訪問したところ、家の中はゴミが多く不衛生な様子であったため、担任教諭から、教頭・校長へ報告、学校での対応を検討した。学校はスクールソーシャルワーカーと連携し、保護者と面接を行ったところ、保護者は体調不調のため仕事を辞め、周囲に頼れる人もおらず、お金がなくてとても困っていると話された。面接後、校長から市へ相談。また、学校から市へ相談したことを教育委員会にも報告した。相談を受けた市は要保護児童対策地域協議会※における個別ケース検討会議を開催。学校、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、福祉課、児童民生委員などの関係者が集まり、Bちゃんの家庭に関する情報共有と支援に向けた役割分担を行った。その後、スクールソーシャルワーカーが付き添い、保護者は市役所で生活保護や福祉サービスを申請した。定期的な病院受診や、家事ヘルパーが利用できるようになったことで、Bちゃんの生活も安定するようになった。

※要保護児童対策地域協議会（要対協）とは、支援対象児童に対し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関です。宇土市要保護児童対策及びDV対策地域協議会のメンバーは、熊本県中央児童相談所、熊本地方法務局宇土支局、宇城地域振興局、宇城警察署、宇地区医師会、宇土市民生委員児童委員連絡協議会、宇土市校長会、宇土市保育連盟、市立幼稚園等で構成され、市子育て支援課が調整機関となっています。支援対象児童とは、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）、特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）のことを指します。（児童福祉法第 25 条 2）

4. 相談・支援機関一覧

相談内容	相談機関・連絡先	内容
育児相談	市保健センター（子育て世代地域包括支援センター） ☎ 0964-22-2300	保健師や管理栄養士が、就学前の子どもの発育や健康に関する相談を受け付けています。心理士による相談も行っています（予約制）
	子育て支援センターひまわり ☎ 0964-22-7033 つどいの広場サンサン ☎ 0964-22-2408 子育て集いの広場緑川 ☎ 0964-22-0321	子ども（おおむね0歳～3歳）をもつ親子の交流の場の提供や子育て講座を行っています。子育てに関する相談もできます。
	市教育委員会 学校教育課 ☎ 0964-22-6502	発達や就学、いじめや不登校など子どもの教育に関する相談を受け付けます。
	ニート・ひきこもり・不登校 県子ども・若者総合相談センターCOCON（ここん） ☎ 096-387-7000	15歳～40歳までの、ニート・ひきこもり・不登校など社会参加をサポートするための相談窓口です。
妊娠に関する悩み相談	県女性相談センター ☎ 096-381-4340	妊娠・出産や思春期の性に関する悩みをもつ女性からの相談窓口です。
DV相談・女性相談	市子育て支援課子ども家庭支援係 ☎ 0964-22-1111（内線422） 県女性相談センター ☎ 096-381-7110（DV相談） ☎ 096-381-4454（女性相談）	配偶者やパートナーからの暴力（DV）について、女性相談（離婚問題・家庭不和・ストーカー被害に関する相談等）について、専門の相談員が対応します。
ひとり親家庭支援に関する相談	市子育て支援課子ども家庭支援係 ☎ 0964-22-1111（内線421）	ひとり親家庭への各種支援に関する相談・申請ができます。
子どもの預かりに関する相談	市子育て支援課 子ども家庭支援係（内線421） 保育子育て支援係（内線442）	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）や病児・病後児保育の登録ができます。
	市ファミリーサポートセンター ☎ 0964-23-3303（児童センター内）	子どもを預けたい人と、預かりが可能な人が会員登録し、マッチングを行います。
子どもや子育てに関する相談 ※虐待の相談・通告受付	市子育て支援課子ども家庭支援係（子ども家庭総合支援拠点） ☎ 0964-22-1111（内線421）	18歳未満の子どもの養育困難に関する相談・虐待やしつけに関する相談等について、子ども家庭支援員・家庭児童相談員が対応します。
	県中央児童相談所 ☎ 096-381-4451	18歳未満の子どもの養育相談や心身の障がい、虐待、非行などの問題行動に関する相談に対応する専門的な機関です。

○参考文献

- ・子ども虐待対応の手引き（平成 25 年 8 月改正版）厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和 2 年 6 月改訂版）文部科学省
- ・体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～（令和 2 年 2 月）厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」
- ・市町村児童虐待対応マニュアル（令和 2 年 10 月）熊本県中央児童相談所 八代児童相談所
- ・天草市児童虐待対応マニュアル～子どもに関わる支援者のために～（令和 2 年 7 月改訂）天草市等保護児童及び DV 防止対策地域協議会
- ・「児童虐待防止と学校」（研修教材）文部科学省